



平成 19 年 8 月 10 日

各 位

会社名 株式会社クイック
代表者名 代表取締役社長 和納 勉
(JASDAQ : コード番号 4 3 1 8)
問合せ先 常務取締役管理本部長 藤原 功一
(TEL 0 6 - 6 3 7 5 - 0 0 6 1)

有価証券報告書の訂正報告書提出に関するお知らせ

当社は、第 27 期（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）の有価証券報告書の記載事項において一部訂正すべき事項があったため、下記の通り、本日付で訂正報告書を近畿財務局に提出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 .【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成 19 年 6 月 22 日に提出いたしました第 27 期（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）有価証券報告書の記載事項におきまして一部に訂正（記載不備における追加）を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 .【訂正事項】

- 第一部 企業情報
 - 第 4 提出会社の状況
 - 6 コーポレート・ガバナンスの状況

- 第 6 提出会社の株式事務の概要

3【訂正箇所】

有価証券報告書の訂正箇所は、____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ~ (5) <省略>

(訂正後)

(1) ~ (5) <省略>

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、機動的な資本政策等を遂行するため、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨を定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

(注) 株式の名義書換えおよび単元未満株式の買取り・買増しに関する取扱場所について、平成19年5月7日付で住所が大阪市北区堂島浜一丁目1番5号に変更しております。

(訂正後)

(注) 1. 株式の名義書換えおよび単元未満株式の買取り・買増しに関する取扱場所について、平成19年5月7日付で住所が大阪市北区堂島浜一丁目1番5号に変更しております。

2. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利、株主が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求する権利以外の権利を有しておりません。

以上